

指導要録・調査書と教育評価(下)

新潟県高校教育運動によせて

八木三男

三 調査書について

(一) 調査書とは何か

学校教育法施行規則にある「高等学校……その他の学校に進学しようとする生徒」の調査書その他必要な書類の高等学校その他に対する送付義務(第五四条の三)は、わたくしたちが考えているような選抜のための資料というよりは、教育進路保障のための文書と考えられる。したがってこの場合の調査書は「外部に対する証明」のための指導要録の關係でいえば、中学校の場合、その記載事項は指導要録に準じ、要録の記載

事項に含まれない事項は調査書に記載しないことになっていた(昭三八、文初中三四一、初中局長通知、ただし昭四一、文初中四一一、初中局長通知ではこの規定は消滅した。)そのために外部証明のひとつの形式である調査書は、指導要録の写しという性格を付与され、教育現場もそのように認識してきたものである。しかし要録の性格は、元来が教育指導上の資料としてのみ用いられるのを本旨とするのが教育条理であり、それは医師が患者の治療過程で示した評価、診断やこれに基づく処方を記したカルテと類似の性格をもつものとされている。¹⁰⁰

(注) アメリカでは、原則としてその所有権は病人本

人にあるとされ、請求があれば読みやすくタイプされたカルテを渡さなければならぬ。日本
の場合は、医師のための単なるメモの性格が強い。

このように指導要録に外部証明の原簿という性格を付与することが、本来の指導のための原簿という性格と矛盾をきたすものであり、そのために文部省も「高等学校指導要録」の「Ⅲ取扱上の注意」として次のように要請している。「証明書等を作成する場合においては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することとは必ずしも適当でないので、十分注意するとともに、その使途や本人に対する教育的な配慮などを勘案して慎重に取り扱うこと。」

補足 調査書の様式、内容等の決定権は指導要録の決定権と同様に原理としては教職員集団にあると考えられるが、現実には、校長会等の要請によって就職用調査書は文部省職業教育課が、進学用調査書は文部省大学局が統一様式を示し、各都道府県がその様式に従うことが通例とされている。就職用調査書は、少数の県で独自の様式を採用してきた経緯がある(その差異については、私の手元にその資料がない)。

(二) 入学選抜のための調査書

調査書は内申書ともいわれ、通例指導のためというよりは選抜のための資料と考えられている。そして現状ではますます選抜のための比重が大きくなっている。現在高校入学の選抜は学校教育法施行規則第五十九条に「高等学校の入学は、第五十四条の三の規定により送付された調査書その他必要な書類・選抜のための学力検査(……)の成績等を資料として行なう入学者の選抜について校長がこれを許可する」と規定され、調査書が選抜のための重要な資料とされる。

このようにして調査書が入学選抜のための資料としての性格をもつならば、実際にその調査書の内容によって不合格になる場合もあり、もはや生徒の発達や教育進路保障のための資料性は原理的には求められないでよいことになる。

(三) 入学選抜の動向

1 特に高校入試改革との関連

特に最近の高校入試改革と調査書の関係について略述しておく。

新潟県の高校入試は原則として、学力検査と調査書の教科・科目の成績の総合とを同等に見つものに

なっているが、最近の高校入試改革の動向は概してい
えば調査書（内申書）重視の方向である。

昨年文部省によって発足した高校入試検討会議の報
告書が今年（一九八四年）六月二十二日に出され、そ
れを基礎として、七月二十日に学校教育法施行規則の
一部改正と初中局長通知として、高校入試の多様化、
選抜基準の多様化を骨子とする改革案が出された。高
校入試は周知のように各都道府県教育委員会の自由裁
量によって、その形式や内容が決定され、各自治体に
よって、調査書の扱い方は異なる。今度の文部省主導
の入試改革は、それをさらに一歩進めて、各都道府県
ごとの同日統一の入試でなくともよいとし、各学校ご
とに、その学校の個性にみあった選抜基準による入試
方法を大幅に認めるもので、高校側の選抜権ともいえ
る権限の強化に連なるものである。最終的には、各学
校ごとの選抜でよい、としている。これらの詳細は
『新潟の教育情報』No.3（一九八四年）の拙稿「最近
の高校入試改革の動向」を参照されたい。

さて、前述の高校入試改革のなかで、調査書をどの
ように取り扱うように指導されているかをみてみよう。
さきの文部省の通知の基礎になった検討会議の「報
告書」は、その通知が各都道府県の教委が入試改革を
行う場合に参考にするよう要請している極めて重要な

文書である。その「報告書」は調査書を次のようにいう。

「調査書の各教科の学習成績以外の記録は、生徒の
幅広い能力、適性等を判断する資料として貴重であり、
一層積極的な利用が図られることが望まれる」この文
言は、そのまま文部省の通知のなかに採用される。つ
まり中曽根首相のいう「偏差値よりも人格を」という
発言の趣旨にもとづくものである。そのために調査書
や推薦書などによる推薦入学制の大幅な拡大が入試改
革のひとつの目玉になるのである。したがって調査書
内の「行動及び性格の記録」が「人格評価」としての
性格を強めることになった。

新潟県でも来年度（一九八五年）から、職業課程と
くに農業科と水産科に小学科毎に一五％を上限として
推薦入学制の導入をきめた。また県教委は普通科にも
推薦入学制を導入することを、将来の展望として示唆
した。

ただ非常に問題なのは、文部省通知及び「報告書」
が推奨する推薦入学制も職業高校や普通科でもいわゆ
る底辺校で採用される可能性があり、各高等学校の選
抜権の強化と重って、有名進学校が一層学力検査の結
果を重視する方向は避けられず、結局は、この内申書
（調査書）重視も偏差値による選別競争を緩和するこ
とにならないと思われる。逆に、来年度から兵庫県で

は、これまでの調査書重視のいわゆる兵庫方式を改め、調査書と学力検査を同等に評価する新潟県とほぼ同じ入試方法に改められることになった。調査書重視は底辺校、学力重視はエリート校という図式が一層発展する可能性が高い。

さて、ここで記憶においていいことは、さきの「報告書」で指摘している次の文言である。「現状では、要録記載事項をそのまま引き写して作成される場合が少なくない」調査書について、「要録と調査書のそれぞれの目的と機能を明確に区分し、調査書には入学者選抜の資料として真に必要な事項を精選して記載するように各都道府県において調査書の様式について工夫する必要がある」

したがって要録の性格と調査書の性格の明確な区分の認識とともに、各県段階の中等教育運動が、教育や子どもの人権の立場に立って、各教委と調査書の様式や記載内容について十分な話し合いと研究を共同で進める等の作業を自らの運動のなかに精確に位置づける必要が生れてくるのである。

(四) 内申書裁判

かつて学園紛争がさかんだった頃、麹町中学三年保坂展人は、中学校で学園改革を主導、ピラ撒き等に参

加し、卒業式の出席を学校によって拒否されたうえ、調査書(内申書)の記載内容を主な理由として、公立高校やいくつかの私立高校の入学試験に、相当な成績をおさめながら入学を許可されなかった。調査書に記載される教育評価権の問題を争った裁判である。

調査書の記録そのものは、原告の要求にかかわらず、法廷に提出されなかったから、表現の詳細は不明とされながら、次のような内容であった。

(1) 「行動及び性格の記録」のうち、基本的生活習慣、自省心、公共心はC、他はすべてBでAの評価はなかった。

(2) 欠席理由は、風邪発熱のほかに、「集会又はデモに参加して疲労のため」とあった。

一審判決(東京地裁・一九七九・三・二八)

「いささか穩当を欠くと認められる行動も、このような自我形成期にあることを考えると、慎重な配慮をもって対応しなければならない」「公立中学校においても、生徒の思想・信条の自由は最大限に保障されるべきであって、生徒の思想・信条のいかんによって、生徒を分類評定することは違法なものといふべきである。」

結論として内申書の内容は「不公正であるか非合理なもの」であり「教育評価権の裁量の範囲を逸脱

した違法なもの」と判示した。

第二審判決（東京高裁・一九八二・五・一九）

「被控訴人のいう学習権あるいは進学権が万人に保障されたものであるにしても、各人の能力にに応じた分量的制約を伴うものであることは、（……）明らかで、進学に際し上級学校によってなされる能力による選抜が当然視されるのもその故である。」

「調査書が本人にとって有利に働くこともあれば、不利に働くこともある（……）。本人にとって有利にしか働かない調査書制度なるものを想定することは不可能である」

結局、調査書の記載内容は違法ではなく、通常の教育評価権の範囲内のものであるという判示であった。

堀尾輝久は基本的に一審判決を支持したうえで、一審二審ともに、教育評価権という教師固有の権限の裁量の問題は、直接法廷にもちこんで裁判を争うのになじまないとして、「その裁量は、教師の裁量の範囲内のもので違法ではないが、その裁量内容は教育条理に反するものだ」という判断こそが問題の核心であると批判した。⁴⁴

さらに堀尾は、現在その制度的保障はないが、教育評価権の裁量の判断は裁判所が直接行うのではなく、

適切な教育関係機関がその専門性において判断すべきで、次のステップとし、その可否をめぐって司法救済の道がひらかれるべきだとした。いまのわたくしには、この堀尾の議論の当否についてそれほどよく判断はできないが、内申書に記載する教育評価にかかわる教師の権限の重さは充分認識することができる。また行動や性格特性の記録がABCとランクづけられ、高校入試に利用されるのは、その評定の仕方及び利用のされ方において二重に誤っているという指摘、つまり行動や性格を他と比較して優劣をきめるやり方や、教師は教育行政によって管理統制の対象であると同時に、生徒を管理し枠づけるエイジェントとしての役割を果たしているとか、教師による統制は、学校・学級の規則を守らせ、守らないものには体罰を加えても従わせるという仕方で行われる顕示的な形態とともに、教育評価といういわば隠された枠づけ（hidden framing）によって行われている、という批判には、充分耳を傾け、日頃から心しておかねばならない問題を含んでおり、首肯できるものであろう。

(四) 今次「調査書」の内容

(1) 進学用調査書

この調査書は、特別活動における活動意欲や集団へ

の寄付等は○印を付すことになっているが、「行動及び性格の記録」欄が削除されている。大体が大学入試等では、学力検査が主で調査書の内容はほとんど考慮されることがなく、審査対象にはなっていない(もともと慶應大学法学部は点数化され、総合点に加えられる。ただし評価方法等は非公開)ので、あまり問題視されることはない。それにしても「行動及び性格の記録」の削除は歓迎すべきことである。因みに、文部省筋と思われる奥田他編の前掲書の調査書のサンプルには特別活動の評価欄はない。また説明もされていない。

(2) 就職用調査書

文部省職業教育課が示した統一様式には、要録の記載項目の全部があるが、「行動及び性格の記録」の項目の評価がABCのランクになっており、要録の④①の記号と異なっている。さらにAⅡ特に優れている、BⅡ優れている、CⅡ特徴を認めたい、になっており、いわば五段階評価のうち五、四、三があって、二、一の記載がない仕組みである。これは、日教組高校部の同課との交渉での回答「生徒のマイナスイメージを与えるような記入をさせ、可能なかぎり優れている面が表われるようにした」ということに見合っている。この記入方法、評価基準の変更については、職業教育課は五月十四日の通知のほかに、再度七月十六日に、

各都道府県進路指導担当指導主事あてに、その趣旨の徹底を連絡している。各企業にそのむね徹底させるとしている。新潟県でも七月二十三日に進路指導講習会で協議された。

また、「行動及び性格の記録」には、評価が「生徒・個人の特徴を示すものである」と注記されており、クラス内の他の生徒との比較ではなく個人内評価であることをあきらかにした。これは非常に重要なことである。なぜかという点、新潟県の多くの高校では、「行動及び性格」の評価を成績評定と同じように、Aの数値を制限したりして他の生徒と比較して記入しているからである。

ここで新たな問題が起ることになった。新潟高教組の「調査書記入に関する指示(一九八四・七・七)」が、以上のABCの評価趣旨を理解した上で、なおC評価は、生徒の人権に関わるので、できるだけつけないようにしていることである。教育評価権を教師集団の固有の権限として、学校の集団討議の上で、上記職業指導課の趣旨通りに評定する場合と、組合の指示通りに評定する場合に、個人内評定としてもかなりの相異が出てくることである。統一様式とする調査書の性格から、組合通り新潟県が独自の評定方式を学校ごとにとった場合、多少信用上の問題になるかもしれない。

四 新潟高教組の「見解」(要録)、

「指示」(調査書)とその批判

ここまで、「指導要録」「調査書」「教育評価権」について、教育学の基礎的な理論を検討してきたが、ここではじめて高教組の「見解」と「指示」について批判的検討の段階にはいる。

(一) 高教組の指導要録記入についての「見解」

(以下「見解」という)

(1) 特別活動の記録

(1活動の意欲)(2集団への寄与)について、改定指導要領のねらいのひとつである没個性的集団づくりを意図した反動的イデオロギーの強調である。従って削除あるいは○印不記入。

(2) 行動及び性格の記録

「I評定」の中の「勤勞意欲」および「社会性」については、勤勞体験の強制であり、もの言わぬ従順な生徒づくりを狙ったものである。従ってこの評定項目については評定しない。

(3) 特記事項

滅私奉公思想の延長上にある「奉仕活動」は前近代であり、「生育歴」「家庭環境」はプライバシーに関して人権を侵す恐れがある。「健康状況」についても

障害をもつ生徒は勿論のこと、成長発達の生徒にとって不利になる可能性は大きい。従ってこの欄は不記入。

(4) 行動及び性格の記録(補足)

④の数の割合をクラス毎に制限するなどのことは正しくない。

この「見解」は「次期改定時まで」の「職場討議の資料」と位置づけている。

(二)「調査書記入に関する指示」一九八四・七・七

(以下「指示」という)

(1) 要録の「行動及び性格の記録」の欄は、生徒を指導するためのものであり、就職用調査書の同欄は生徒の就職のためのものであり、要録とは別のものであり、評定基準は別に定めるものであること。

(2) 「勤勞意欲」と「社会性」については、就職を希望する生徒全員にAと記入すること。

(3) その他「基礎的な生活態度」から「公共心」までのものは、A又はBの記号で評定し、Cの記号はできるだけ使用しないこと。

(4) (1活動の意欲)、(2集団への寄与)については指導要録と調査書が異なるという観点に立って、就職進学用を問わず全員に○印をつけます。

(三) 見解についての批判

(1) この「見解」では、基本的に要録の二十年間保存義務についての疑いを表明している。二十年間保存義務が生徒の人権とかかわる点で、以下の記入上の見解を表明していることは理解できる。二十年間は、第一に「指導」原簿の意味はすでないし、二十年後の「証明」はいかにも教育条理に反する。わたくし自身は何年保存と特定しがたい。

たとえば大学などの社会人入学についていえば、高校卒業証明を必要とするケースはあっても、年月を経た調査書は必要としないだろう。実際に立教大学法学部の社会人入学は調査書を要求していない。

(2) では具体的にみていくことにする。

① 特別の記録の「意欲」「寄与」の不記入は、あまり意味がない。不記入それ自体が評定を意味するからである。転校する場合は調査書の「指示」にあるように特別に両方に○印をつけて送付することになるのだろうか。わたくしは、高教組指導部の気持ちと同じように、「意欲」「寄与」の評定を好まないが最終的には、この項の抹消を教育委員会との交渉あるいは共同研究を通じて果す必要があるだろう。

② 「勤労意欲」「社会性」については評定しな

いといっても、評定しないこと自体これも評定したことにならざるを得ないからあまり意味がない。「指示」の内容に照らすと他の項目は評定するらしいから、行動及び性格・特性を⊕⊙で評定することの不当性そのものは、不問に付すという意味か。新しい項目でそれがイデオロギー項目だからという意味らしい。「勤労意欲」については、これが企業や政府の特定の道德規範のおしつけであることはすでにわたくしも述べたことである。しかし単純に「もの言わぬ従順な生徒づくり」と一蹴しきれない、わたくしたちの教育実践のもつ不充分さについての反省も必要だろう。労働体験が民主的・自主的に組織されなければならない教育的展望をわたくしたちは語らなければならない。その場合に生徒の自主性、自発性、自治の保障が絶対必要であり、それなくしては、「勤労体験」の強制になるからである。教科指導が瑣末主義におちいり、生徒の思考力が鈍磨しているとき、もっと労働や生産とどうかかわらせなければならぬなどの課題は多い。それらについていまわれわれが語る必要がある。特に青少年の社会的役割についての教育が求められているのだと思われる。これは③の「奉仕活動」の教育的意味にもかかわることである。

③ 「生育歴」「家庭環境」「健康状況」についての記入の拒否は、指導要録の「指導」的側面を無視しており、あるいは「調査書」≡「指導要録」という両者を混同した議論のように思われる。教師の教育権限は、父母国民に直接責任を負うかぎり、無限定の生徒に関わる資料を収集し得る。ただその資料が教育のためにだけ使われることを前提にしている。記入を拒否するのではなく、プライバシーの問題を考慮した上で、記入が許容される限度を職場で討議するように要請すべきであり、かつ要録の記載内容と調査書の記載内容の関連を明らかにすべきなのである。

④ 概していえば、「見解」の出された一九八三年一月段階では、要録についての理論的な理解のないままに、調査書と同じような理解で見解を出したもののようである。しかも教師集団及び教師個人の固有の権限である教育評価について無理解なのは致命的である。「見解」がその文章の末尾に「職場討議の資料」としているが、いかにもとってつけた感じである。

⑤ 「見解」は無意味な評価拒否が目立つが、一般に評価拒否や一律評価は、現在の非教育的評価やテスト主義・序列主義教育への抵抗としての象徴的

な意味はあっても、それ以上ではあり得ない。教育評価はすでに明らかにしたように子どもがどこでつまづいたか、どこまでできたか、子どもの人格をどこまで高めることができたか等、教師と生徒が相互に自己点検することであり、それなくしては教育は前進しない。

⑥ 「見解」は、その文章の前段で次のように述べている。わずらわしいが再録しよう。「教育の自治、教育評価に関わる教師の自由と権利が制度的に十分保障されなければならない。……要録の様式などの決定権は学校（教職員集団）にあると解することは極めて妥当なことである。」

「要録が学習の過程や結果の記録という性格がある以上、個々（の）教師の教育実践がなければ不可能である。『教育をつかさどるという職務権限の中に包含される教育評価権に属するものである。従って、要録の様式、取扱ひ、記入要領などの作成権限は各学校即ち教職員集団の総意にあるものである。』

以上の見解は、わたくしがいままで縷説してきた教育学の理論的成果と同じものである。要録の様式や記入要領までその決定権があるはずの教職員集団に向って、記入拒否を提起するなどが、どこで理論的につながるのだらう。職場討議の基本的な観点を示して、教

育実践の深化をよびかけるのが組合執行部の任務でなければならぬ。

四 「指示」についての批判

(1) 教育評価にかかわるものに賃金闘争と同じように「指示」を出すなどがいかに現場の教師を侮蔑したものであるかは、すでに全く明らかである。いまや、さきの「見解」で示した、教育科学の理論的成果の記述が、例の「借りもの」であることは明白になった。

(2) 教育評価について「指示」を出せるものならば、論理的には、たとえば教科、科目の評定について、すべての教科、科目を評定三以上にする、などのことができるということであろう。

(3) 要録と調査書は別のものであり「行動及び性格の記録」について、評定基準は(学校ごとに)別に定めることが子どもの人権にかかわる配慮としては理解できるが、その基準が公表できないような内容では問題が残ろう。

(4) ただし、文部省職業教育課の統一用紙によれば、すでに述べたように「行動及び性格の記録」の特性の評定にA(特に優れている)、B(優れている)、C(特徴を認めたい)とし、五段階評定のうちすべてに三以上の評定をすることになっているから、就職用

の場合は、事実上人権問題に発展することはなさそうである。繰り返せば、進学用調査書にはこの欄はない。

(5) ただ問題は、すでに述べたように「指示」の内容が、C評定をできるだけ避けるといっていることである。就職用調査書は従来のABC評定と異なっている。これも既述のように、文部省と県教委は改めて改訂ABCについての企業に対する理解を求めている。新潟県の就職者が全国的な評定の仕方と著しく異なる場合、一般に企業は組合の指示によってそうだったとは理解できないから、信用上の問題に発展しなければよいがと思う。組合の「指示」は、ここでもなくもがなと思われる。現場に無用の混乱を起こさせるだけであろう。執行部は早急にこの收拾をはかるべきであろう。

(6) 「勤労意欲」「社会性」「活動の意欲」「集団への寄与」に要録の不記入と全く異なるAまたはO印を全員に付す問題は、「指示」することを別にすれば理解できる。これも「指示」を単なる「見解」くらいに理解して、教師集団の独自の権限としての教育評価権を駆使して、職場で充分討議の上で、教育条理にあった評定をする以外に、様式がすでに定まっている以上さし当って方法はなからうと思われる。

(五) わたくしたちの課題

(1) 教育運動を教育学を含む諸科学の成果の上に、厳密に成り立たせるようにすること。教育運動を直接政治的利害に従属させたり、イデオロギー的に機械的に反発することによって、教育問題を感情的に処理してはならない。

(2) 日教組も改めて、要録や調査書問題で、全国的にも闘いを組むらしいが、新潟高教組も行政解釈で県教委の権限としている様式、記入要領等について、来年度にむけて交渉に入ることであろう。この場合、原理的には教職員集団に様式等の決定権があることを踏まえて、特に現場の教育実践の成果の上に立って、審議会なり研究会なりをできれば県教委と共同で組織すべきだと考える。そしてできるかぎり県民、父母の意見が反映できるように考慮すべきであろう。

(3) 特に「行動及び性格の記録」については、ABCや④の評定がこれらの記録になじまないことを明らかにしながら、全国的な規模で局面的打開をはかるようにすること。

(4) 新潟県における高校の教育評価についての実践のたちおくれを克服するための方針を策定すること。学力評定については到達目標についての実践的深化が

必要だろう。特に高校の教科・科目の到達目標の設定は、小・中学校に比べて大変むづかしい問題があり、国民的教養の基礎とはなにかなど意識的な実践的・理論的な研究を要するだろう。

(5) 高校教育における教育評価の改善の問題について最後に付言すれば、

① 診断的評価の実践的研究を基礎に、学力補充と学力回復の方法を確立すること。このような教育実践は、すでに普通科でもいわゆる底辺校や職業高校で行われている。学力診断は単に一般的な生徒の学力の水準を見るためにあるのではなく、ひとりひとりの生徒のつまづきを発見することにある。

② 日常の教育実践のなかで、評価の問題をあらためてとらえかえすこと。評価を「教師自身の実践の自己点検と生徒の学習活動の自己点検の契機として」ととらえる認識を發展させること。^四

③ クラブ活動、生徒会活動、他教科・科目における生徒の活動等担任の知らない分野についての評価のために、特別の会議、評価票等、担任がひとりひとりの生徒の活動を総合的に評価できるようにどのような体制をつくるか、制度的にどう保障するかなど。

(やぎ みつお) いがた県民教育研究所所長

(註)

- (1) 神田修「教育評価のしくみと指導要録の決定権」、「季刊教育法」、No三四、一九七九
 - (2) 熱海則夫(文部省小学校教育課程企画官)「指導要録の法制と歴史」、「季刊教育法」、No三四、一九七九
 - (3) 村山祐一、村越邦男「教育評価をどう考えるか」、「国民教育」、一五、一九七三
 - (4) ワロン「ピアジェ・ワロン教育論」(明治図書)
 - (5) 神田修、前掲論文
 - (6) 続有恒「教育評価」、第一法規、一九七〇
 - (7) 村越邦男「高校教育における教育評価」、「講座、現代の高校教育」三、草土文化、一九七九
 - (8) 神田修、前掲論文
 - (9) 村越邦男、前掲論文参照のこと
 - (10) 川口彰義「教師の教育評価権と指導要録」、「季刊教育法」、No三四、一九七九
 - (11) 様式の決定権は教育委員会、私立学校はその学校にあるとするのが文部省の立場であるらしい。(奥田編、前掲書)
 - (12) 堀尾輝久「教育評価と教育統制」、「季刊教育法」、No五二、一九八四
 - (13) 高教組「調査書記入に関する指示」、一九八四・七・七
 - (14) 新潟高教組「改訂『高等学校生徒指導要録』について」、パンフレット、一九八三・一・二四、所収
- この文章では、教育評価にかかわる部分だけ抄録した。
①、②は村越邦男、前掲論文

※編集部注Ⅱこの論文は、新潟県高校学習会の機関誌『学習』(一九八四年)から転載したものです。

＜資料＞ 調査書 全国統一用紙

調査書		全国統一用紙	
氏名	学年	科目	評価
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

調査書		全国統一用紙	
氏名	学年	科目	評価
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。

年 月 日

学 校 長

教 育 長

調 査 書